

《研究ノート》

近現代の村落と地域的基盤機能

— 斎藤仁氏の新論文に就いて —

庄 司 俊 作

近現代の村落を対象とした斎藤仁氏らの自治村落論は研究史上重要な意義を有する。このたび斎藤氏は新論文をまとめ、これまでの諸批判に理論的・実証的に応える形で自治村落論の新たな展開を図った。自治村落論への批判は主として、農林業センサスに示される大字と農業集落の一致率3割弱という事実に関わるものである。新論文では自治村落概念の拡張・修正が図られたことが最大のポイントである。その上で、初期産業組合および農事実行組合と村落との関係が論じられた。その議論の包括性と論争的性格ゆえ、村落研究を今後進めるうえで新論文は避けてことのできない意味を持つ。こうした認識から、とくに実証に関わる問題に限定して、自説を踏まえつつ村落の自治村落論の修正・新展開の当否を検討するとともに、近現代の村落とその歴史的变化をどう捉えるべきかを考察した。

はじめに

中世史家勝俣鎮夫氏が提唱した村町制論は、近現代村落史研究にとっても注目すべき議論である。中世後期の新しい村の成立は時の社会体制上の転換の要因となるとともに、近代の村の母胎となり、家とともにその後の日本社会に規定的性格を付与したことが戦国時代の村落形成の意義として指摘された¹⁾。それは、「荘園に代わって村や町が、政治や経済の単位となった時代」であり、「普通の人々の暮らしの拠り所として町や村といった単位が形作られ、そこを拠点にした暮らしが、世代を超えて続いていくようになった²⁾」と解説されている。勝俣氏によると、「この時代は、民衆が歴史を動かす主体勢力として、日本の歴史上はじめて、はっきりとその姿をあらわした時代」であり、「百姓たちがみずからつくりだした、自律的・自治的性格の強い村や町を基礎とする社会体制、すなわち村町制の体制的形成期であった」。戦国時代は「近代日本の出発点」、「日本歴史を二分する大転換期」として位置づけられた。内藤湖南の主張の再評価でもある勝俣説は、高度経済成長の体験により、中世後期につくられた「家と村・町、およびそこで

はぐくまれた価値規範・行動規範の崩壊期である」という同時代認識を契機として生みだされた。

この間大きく進んだ近世や中世後期の村落史研究では、勝俣説のような村落の捉え方がベースにあると理解される。近世の村落は、村落共同体が新たに成立したものの、幕藩制社会の自治的な組織とみるべきであり、単純に幕藩制国家の支配機構とみるのはとくに通用しなくなっている。近世村落史研究に新風を吹き込んだ水本邦彦氏の研究に関して、近世村落を自治的団体とみ、封建的共同体とみる通説と絶縁したことで、近世後期の村落連合論へと受け継がれたと評価されている³⁾。中世後期の研究でも、村落内の階層差を重視し土豪・地侍による支配の側面を中心とする従来の研究から、村落としての一体性・自立性を重視する立場に大きく転換するとともに、土豪・地侍についても大名の末端に編成される在地領主的側面よりも村落の代表者としての性格が確認されるようになった。「単なる支配の単位でない村落が『発見』された」⁴⁾とされる。

このような前近代村落史の研究動向をみると、近現代の村落を対象とした斎藤仁氏らの自治村落論の研究史上の意義があらためて再評価される⁵⁾。自治村落論では、近代になると解体するものとして捉えられてきた村落共同体は、近現代においても存続して日本の資本主義体制と農業・農村問題を規定するものとして捉え直される。この点で、中世末期以降の社会体制の捉え方として示された村町制論と、近現代の村落について共通の歴史的パースペクティブを持っている。というよりも、正確には時間の前後関係からすると村町制論に先駆けて近現代の村落の存続と歴史的役割を問題にしてきたのであり、先駆性においてもその功績は極めて大きいといわなければならない。

自治村落論では、共同体として捉えられる日本の村落がなぜ近現代において存続・機能するかとの問題意識から、幕藩体制（自治村落論では封建制）下の村落の形成のされ方とそれに伴い自治村落つまり、「自治的機能をもった行政団体」を形成したことからその理由を説明した。近現代の村落が共同体として存続し機能するのは、旧藩政村の継承村落だからということになり、村域として旧藩政村にほぼ相当する大字だけが問題にされる論理構成になっていた。そこで、この点に自治村落論に対する批判は集中した。

このたび斎藤氏は、「日本の村落とその市場対応機能組織——批判への答えを中心として」⁶⁾（以下新論文、煩雑さを避けるため以下同論文からの引用注記はとくに必要がない限り省略する）をまとめ、これまでの諸批判に理論的・実証的に応える形で自治村落論の新たな展開を図った。斎藤氏は大論文を80歳半ばでまとめられた。年齢の問題とともに、斎藤氏が自治村落の論文を発表しだしたのが1960年代であることが特筆さ

れる。半世紀に及ぶ問題意識を持続し、多くの批判論文に対して考え抜かれた反論をこのような形で提示されたことは驚きであり、敬服に値する。異論や批判に対するいい意味での総まくりの感があるが、同じく近現代の村落史を研究している者として反論しなければ自己の研究の意味がないと考えて胸を借りることにした。斎藤氏に多大な学恩を受けた者の、それが務めでもあろう。

新論文で斎藤氏は主に次の点を論じた。①日本の村落の共同体性、②範域からみた大字と旧藩政村の関係、多集落型藩政村の内部村落（村落の重層構造）の着目および後者について新たに自治村落として規定、③1920年代まで優位した部落産業組合について藩政村域の多さ、④農事実行組合について伝統的な独立村落の範域をでなかったことおよび自治村落としての拘束、⑤自治村落欠如の北海道の農事実行組合の発展の要因について強力な政策や産業組合の発展とのかかわり、中農層の分厚い形成およびその性格としての機能性の強さと農業の組織（村落ではなく）という性格の強さ。本稿では①の、近現代村落＝「特殊な共同体」説については基本的に異論はなく検討は省く。②以下の、実証に関わる主張を順次検討していくことになるが、②で示された自治村落概念の拡張・修正は構成として③以下の議論の前提になる。④と⑤が筆者の拙い研究に対する直接の批判である。

論題の「地域的基盤機能」という耳慣れない用語について予め触れておく。農村社会では一般に運動や組織や政策浸透は村落を基盤＝区域として展開する。村落の共同体性の反映でもある、こうした村落の機能を地域的基盤機能と呼ぶことにする。それ自体具体的な機能を現していないが、多様な村落の中で基盤＝区域となる村落間の変化は村落とその機能の変化を示現する。その地域的基盤機能の分析は村落の研究の中で方法的に前提的・基礎的研究の意味を持つと考えられる。

本稿では、斎藤氏の自治村落論の新展開を検討するとともに、それを通して近現代の村落の捉え方について私見を述べていく。近現代の村落史研究の進展に多少とも貢献できることを望んでいる。

1. 自治村落概念の拡張・修正

自治村落に対する批判は、農林業センサスの、大字と農業集落（「基礎的な単位地域」とされる現在の基底的な村落共同体、後述）の不一致率27%という事実に関わっている。自治村落論でいう自治村落は藩政村継承村落であり、町村制以降の村落としては大

字がほぼこれに当たるとされていた。藩政村と大字の関係は、かなり地域差があるが藩政村が大字になったのが多い。となると、大字と一致する農業集落は3割足らずだから、少なくとも現在の日本の村落は自治村落では捉えられないということになる。この点から自治村落論は議論の前提自体が成り立たないとの批判が寄せられるが⁷⁾、歴史的視点に立つ坂根嘉弘氏の批判も同じ事実を見据えたものといえる⁸⁾。坂根氏は大字と農業集落の不一致をもって日本の村落を藩政村継承村落としての自治村落では捉えられないと批判した。

こうした批判に対して、斎藤氏は3点から反論する。第1に、藩政村がそのまま、あるいは町村制前、明治初頭に合併した後、明治行政村になるケースの多さ等を指摘して藩政村を大字で把握する問題、第2に、とくに問題となる「一村多集落型」の藩政村に関して、センサスでは内部村落だけが調査され、社会集団としてなお機能している旧藩政村の方は調査されず、旧藩政村村落の「重層構造」は把握されていないこと、第3に、一村多集落型藩政村に関して、独自の村落運営を行なう内部村落については自治村落と規定しうること（以下、新論文に合わせて藩政村を「一村一集落型」「一村多集落型」と呼ぶ。後にそのまま農業集落となるものが前者、後に農業集落になる小村落が内部に複数存在するものが後者である。前者は農業集落を基準にした筆者の「藩政村型むら」、後者の内部村落は同じく「非藩政村型むら」に対応する。いずれも「一村」は不要なので省略。また藩政村については近現代の村落を問題にしているので「旧」を付けるべきであるが、以下では文脈上とくに必要がない限り単に「藩政村」と記す）。

一点目は周知のことだが、藩政村と大字の関係では無視できない。ただし、藩政村または大字と農業集落の関係では、大字との一致率27%に対して、藩政村とのそれは当然多くなるが、それでも多くて40%を超えることはないだろうから、藩政村と一致しない農業集落が過半におよぶ問題は依然として残る。そこで斎藤氏は、自治村落概念の拡張・修正を行ない、自治村落について新たな捉え方を示した。

問題の焦点は、多集落型藩政村の内部村落の捉え方である。斎藤氏は多集落型藩政村の内部村落のあり方を長野県の2つの藩政村の事例（近接する現中野市の小田中村と現山之内町の夜間瀬村）から紹介している。前者は町村制で大字となるが、2つの内部村落（いずれもセンサスでは農業集落）とともに、両地区の上部の統治機構を持つ集団としてなお機能しているケース。後者は町村制でも他村と合併せずそのまま明治行政村となったケースである。後者は近世以降、内部の6組の村落の独立性が強く、藩政村の名主は「各組名主が交替で勤めて対外折衝にあたり、村内の運営は6組の名主の協議によっ

て進められた」という。この6組の村落は「実質として準藩政村というべき性格を持ち、藩政村夜間瀬村はそれらのゆるい連合体であった、そしてそのような状況は近代に受け継がれたと見ることができる」というのが斎藤氏の理解である（傍点庄司）。

斎藤氏は2事例の内部村落について、「それぞれ自治村落と規定することに問題はないのではないか」とする。「藩政村はその内部集団の外に存在する村落集団ではないということである。内部の個々の村落集団が外部の支配権力と関係している実体であって、本来それぞれの村落集団のものである統治機構、とりわけ対外交渉機能が集中された形態として集落型の藩政村があると見るべきではないか」との認識からである。

かつて自治村落とは藩政村継承村落であったから、多集落型藩政村の内部村落は含まれなかった。というよりも、内部村落はかつては視野に入っていなかった。新たな見解は自治村落概念の拡張であり修正である。ではその修正は有効だろうか。

事実関係の問題から。まず小田中村について、新論文ではその近世の状況が明らかにされていない。現在の中野市における区としての小田中の統治機能と農業集落上小田中・同下小田中両地区の関係、すなわち小田中の正副区長は両地区の区長が交代で務めたり、市議は両地区から交代で出たりするのは現在に近はずと後の時代のことである。「総じて藩政期の統治制度が基本的に継続」したとされるが、疑念がある。『中野市誌』によると、上・下小田中の「両組の地理的位置は、集落がはっきり分離した形になっている」というものの、もともと藩政村小田中村として1つの村であった⁹⁾。それが近世中期に名主役の選出にからみ2組に分かれる。その後元に戻ってひと組となったが、再度組分けがあって幕末まで続く。下組の世襲名主制に対する上組の不満によりふた組に分割し、それぞれ名主をおき両組の年番名主制に移行した。その後ひと組に戻るときの理由は、「何にても勝手にまかり成らずにつき」とされる。すなわち、「世襲名主制から両組に分かれて、2名の名主を置いたところに無理があって、ひと組に戻ったと思われる。しかも名主年番により、上組下組交互におこなわれることによって、上組の要求も満たされていることになる」と説明されている。その後再度組分けされた理由は不詳である。

2つの組は、百姓数からしても緩やかなまとまりを持つ村組ではないだろうか。村組があとに農業集落になったケースと捉えられる。組分け→一村化→組分けの経過を見ると、藩政村からの独立性を強調することには疑念がある。

斎藤氏が「多集落型旧藩政村村落の重層構造」を問題にするようになったこと自体、意義のあることといえる。それは浜谷正人氏のいわゆる「多段階的・重層的なムラ機能の分有状況」であり、「山間部や丘陵地、山麓などの、小規模な集村や疎塊村が卓越し

ているところでは今日でもむしろ一般的ですらある』¹⁰⁾とされる。筆者に言わせれば「(多様な村落に対応した)村落機能の重層化」であるが、これは一般的に見られたことであろう。問題は、それがいつ形成されたかである。斎藤氏は上述のように近世以来のものとして捉えているが、後に触れることになるが筆者は近代に入って形成されたと理解する¹¹⁾。

次に、夜間瀬村に関しては、多集落型藩政村としての位置づけが問題になる。『山ノ内町誌』によると、同村は中世末夜交氏支配の夜交郷が検地、村名変更を経てそのまま夜間瀬村となり、近世を通して1つの村であった。ところが、夜交氏支配の時代には知行高差出史料に現在の本郷・宇木・横倉の3部落が村として扱われており、しかも集落の状況や耕地の広さからいっても村として独立する条件を十分に持っていたとされる¹²⁾。近世初頭の石高は約1,200石、幕末には3,300石へと拡大した。もともと大きな村であったが、急激な新田開発によって藩政村として異例の大きさに脹れあがったのである。こうした状況があったにもかかわらず、なぜずっと1つの村としてまとまっていたのか。ここに藩政村夜間瀬村を理解する鍵がある。端的にいうと、1つの村としてまとまっていることに伴う、次のような大きな利益が存在したことがその理由といえる。同村は、中野平34カ村が山手米を納めて入会っていた夜間瀬山の山元村であり、入会の村々から集めた山手米をとりまとめて領主に納めるなど入会山に対して優越的な權益を持っていた¹³⁾。分村はその權益の輪からの離脱を意味する。このことが『山ノ内町誌』に「夜交氏支配の一円性にひかれたためか」¹⁴⁾と記される意味と考えられる。

それぞれ名主を置き運営に当たっていたことなどを見ても、夜間瀬村の内部村落の独立性が強かったことは確かである。しかし、藩政村としての夜間瀬村とその内部村落のあり方や相互の関係は多集落型藩政村としてはかなり特殊だったのではないか。とくに石高が3,000石を超えるような超大型の藩政村であったことが重要である。1914年、産業組合が旧藩政村夜間瀬村ではなく、その内部村落那須川地区を区域に設立されるのはこの藩政村の規模の問題が基本的要因であると考えられるが、この点は後に佐賀県の状況から一般的に考察する。

近世の一般的な多集落型藩政村とその内部村落の関係は、斎藤氏が夜間瀬村の事例から主張されるほど、藩政村に対してその内部村落の独立性は強くはなかったと考えられる。

2. 共同体としての藩政村の意義

一般に藩政村が一集落型になるか多集落型になるかは、豊臣・徳川統一政権による郡（郷村）から村への編成替へのもと、開発の進展や生産力、村請制を担いうる有力百姓の存在等に対応した村形成のいかん、村落としての成熟の度合いに規定されるといえよう。この点に関して久留島典子氏は、近世に比べ文書量が極めて少ない戦国時代の在地の文書の残り方について、①村自身が保存し伝来した中世文書が存在し、村民自身が作成した文書・帳簿等も残されている畿内やその近く近江・紀伊等の国々を含む地域、②家臣（給人）や代官充の文書、郷村の有力者や「地下衆」・「百姓中」充文書が残る東国村落（とくに北条氏や武田氏支配下の村落）、③戦国時代村落関係史料が非常に少なく、その地域を支配する国々の武士充に出された文書が残る中国・四国・九州の西国、という地域性を概括している¹⁵⁾。藩政村について一集落型が多い近畿、多集落型が優越する関東や西日本、しかも関東と西日本の藩政村のタイプや地域性に関する概括的な歴史的説明として有効であろう。久留島氏の指摘を踏まえると、多集落型の内部村落は統一政権による村への編成替へ時には村請制の村として扱われるほどには成熟しておらず、また誕生しておらず、その後近世を通して藩政村の内部で形成され成立するといえる。しかし、藩政村の内部村落としての位置が変わらなければ、後述するような村落機能の面で限界づけられ、藩政村と並ぶようなものではない——という一般的な村落イメージを持つ。

藩政村は太閤検地により一般的に成立した村請制の村であり、行政の単位であると同時に生活上の単位でもあるという共同体としての固有の性格を持つ。藩政村に関する歴史学の以下のような見解は、この間の研究によって通説として確立したといえる¹⁶⁾。

「初めに近世の共同体が完成していて、そこに村請が強制されたのではなく、村請強制が動機になって、そのことを要件として組み込んだ新しい共同体の整備へと進む」。「17世紀後半へかけての時期が新たな共同体形成とみなされる内容としては、百姓数の増加、耕地面積の拡大、村中入会・番水制の確立、高外共有地の存続を前提にした個別土地所持の保証方法、一村財政の成立、百姓株の決定、年中行事の定着そのほかの新規慣行の創出、新村・分村の登場などである。これらのそれぞれにとまなう共同関係は自然生的に生まれてきたのではない。一つ一つの形成には、負担の連帯責任が刺激となっているのである」。「惣百姓寄合は、生産・生活関係をまず第一義にするものではない。第一義的な性格をあげれば、負担者仲間ということを通項とする誓約集団である。す

でに近世では、村落共同体自体を自然生的な運命共同体と見ることはできない。それ以上の政治的な性格を帯びる『機関』であり、村落と家族住民を媒介する代表者会議体だということである」。

村落を幕藩体制の単なる支配機構とみる古い立場では共同体規制は領主の経済外規制の体系として機能させられると捉えるが、幕藩制社会の自治的な組織とみる立場は、村落の運営管理、審判、懲罰、代表選出能力、土地所持諸機能の自律性に着目する。文書作成、村掟の作成等が常態化するが、「成文の村掟を作成し連印し、毎年確認しなおすことによって、いっそう条項遵守の共同団体の方向へ押し出されていくのである。こうして村落は、訴訟、要求、監督の主体としては信用を増してゆき、公法的存在性を高めていくのである」。

柳田国男は、村はもともと宅地のある部分だけを指し、田畠や山野はその村に属する土地ということになっていたが、村が1つの行政区画となってから、その田畠・山野も総括して村と呼ぶようになったと指摘したが、この点も水本邦彦氏の研究で具体的に検証された¹⁷⁾。歴史学以外では、藩政村を単に「人為的に上から作られた行政村」と捉えたり、村組（講組）こそ「共同体中の共同体」であり藩政村を村落共同体とするのは表面的な見方とする見解がみられるが、大きく進展した近世村落史研究の中で通用力をなくしたといえる。

長い引用をしたが、専門の業績によって共同体としての藩政村の意義を再確認するためであった。近世村落史研究では1980年代、村落自治の研究が飛躍的に進み、当時「近世農村史のキー・ワードは『自治』¹⁸⁾」といわれるような状況が現出していた。村落自治とは藩政村のそれが中心である。斎藤氏の自治村落論の主著『農業問題の展開と自治村落』に記載された自治村落に関する主要な論文は1960年代から70年代にかけてまとめられている。同時代の村落史研究の成果を踏まえ立論されているとはいえ、1980年代以降の近世村落史研究の成果は当然、反映されていない。とくに、上述の引用にみたような村請制を踏まえた共同体としての藩政村の意義の把握は十分ではなかったといえる。

そして、今度の自治村落概念の拡張・修正によって藩政村の意義の相対化がいっそう進んだと思われる。多集落型旧藩政村の内部村落に関して、相対的に独立性が強いとはいえ、旧藩政村と同じく自治村落と規定するのは、藩政村固有の意義の軽視であり内部村落の機能の過大視であろう。これは自治村落論の意義に関わってくるような問題であると考えられる。

3. 初期農村協同組合の組織区域 — 一般性と特殊性

自治村落は、日本の村落を捉える歴史的概念であると筆者は理解している。その拡張・修正が、それによって日本の村落の歴史をより有効には把握できるようになれば意味があるが、何か混乱につながるようなことであれば問題である。そこで、歴史の実態から自治村落概念の拡張・修正の意味を考察する。

検討すべき問題は「はじめに」でまとめた斎藤新論文の論点の③、つまり産業組合の区域である。明治30年代以降設立される産業組合は第1次大戦期ぐらいまでは「部落」を区域とするものがほとんどであり、その後政策の普及促進の対象転換のもと、町村区域の組織に再編一元化していくことは周知の通りである。斎藤氏は主著ではこの時期の産業組合が大字を区域するものが多かったことに注目し、自治村落論を立論した。坂根氏はその部落組合について、佐賀県等を事例に多集落型旧藩政村では藩政村ではなくその内部村落を区域とするものが多かったとしつつ、自治村落論を批判した。これに対して、斎藤氏は新論文において部落組合の区域を長野県と佐賀県について検討している。

長野県と佐賀県は町村制前の明治初頭、町村合併が盛んに行なわれたことが特徴である。複数の藩政村が合併し誕生した村が直後町村制によりさらに他村と合併して明治行政村になる。あるいは町村制ではどの村とも合併せずそのまま明治行政村になるケース、あるいは2段の合併ではどこも合併せず藩政村のまま明治行政村になるケースもある。こうした場合、農業集落調査の大字とは町村制前の合併でできた村であり、旧藩政村ではない。あるいは町村制時に合併しなかったときは統計上「大字がない」ということになるが、その内実は明治行政村が町村制前の合併でできた村や藩政村の範囲にできていることを意味する。大字をめぐってはこのような複雑な歴史的背景があり、大字と藩政村を同視して自治村落論批判を行なうことは必ずしも正しくない。明治初頭の合併が多かった佐賀県や同じくそうした合併の多さと「大字がない」明治行政村の多さで特徴がある長野県については、この点はとくに注意が必要である。大字と藩政村を同視しているとの斎藤氏の坂根氏への反論は正当である。

斎藤氏は産業組合の区域を藩政村だけではなく、それとクロスさせて大字との関係でも検証している。しかし、大字との関係は坂根氏の批判との関係で問題になるとしても、反論は右に述べた点に尽き、込み入った話になるだけなので藩政村との関係だけを斎藤氏作成の諸表で見してみる。

長野県については、単一ないし複数の藩政村を区域とする産業組合は、全体84組合

のうち74, 割合にして88.1%である。残り10, 11.9%が多集落型藩政村の内部村落を区域とする組合である(1924年現在)。

佐賀県については, 全体152組合のうち単一の藩政村を区域とする組合は89, 同複数は28, 合計117, 割合にして77.0%である。残り31, 20.4%が多集落型藩政村の内部村落を区域とする(1919年現在)。

このように長野県や佐賀県のような, 旧藩政村と大字や明治行政村の関係が全国的に見て特徴がある地域でも, 一般的に部落産業組合が藩政村を区域に組織されたことは事実である。藩政村はほぼ大字に当たるといふかつての認識を今度改めたことによって問題点が修正された。斎藤氏にあっては以前も今度も, 藩政村継承村落が部落産業組合の区域であるという認識自体は変わっていないが, これが自治村落論新展開の1つの積極的意味である。

部落産業組合の区域が旧藩政村かどうかについては決着したといえる。だが, 新論文によって自治村落論に新たな問題が浮上した。多集落型藩政村の内部村落も自治村落と捉えられるとする自治村落概念の拡充・修正がもたらす問題である。組合の区域となっている藩政村とその内部村落の構成比は, 長野県や佐賀県でも9:1, 4:1と大きな差がある。また藩政村全体, 内部村落全体の中で組合の区域となっているそれぞれの割合となると, すぐ後で見る佐賀県杵木郡の状況のように藩政村の方が圧倒的に多い。藩政村だけでなく, その内部村落も自治村落として捉えられるとするなら, こうした差はどう理解されるのか。いかなる条件のとき, 多集落型藩政村の内部村落は産業組合の区域となっているかを独自に検証して, 藩政村とその内部村落の関係を考察する。

佐賀県杵島郡は藩政村112, 町村制前の村52, 明治行政村24, そして農業集落312をかぞえる(2000年現在)。斎藤氏作成の表3(136頁)によると, 佐賀県「産業組合一覧表」(1919年)の同郡の産業組合は26で, そのうち「旧藩政村の小村・集落」が6である。残り20が旧藩政村単一16, 同複数2など旧藩政村を区域としている。旧藩政村の小村等を後に農業集落になる村落として農業集落312に対する割合を見ると, 1.9%である。これに対して, 藩政村全体に対する藩政村を区域とする組合の割合は17.9%であるので, 産業組合との関係は, それぞれの比重から藩政村とその内部村落ではまったく異なることがわかる。同郡では産業組合は14の町村に存在し, 残り10の町村には存在しない。有明海沿いの広い干拓地域を含んでいるせいも, 同郡には石高1,000石以上の大規模な藩政村が目立つことが特徴で, そうした村は27をかぞえる。

組合が複数存在する村について, それぞれ旧藩政村と農業集落の数を示した(表1)。

このほか組合が1の町村が7, 組合なしの町村が10である。いわば, 表示の7村は郡内で組合が多いトップ7ということになる。同郡では上述の通り現在の農業集落は藩政村の3倍弱の数をかぞえる。ほとんどの農業集落は近世に形成されているから多集落型の藩政村とは, 前にも述べたように現在農業集落として認定されている村落を内部に含んだ村であり, 一集落型とはそうした村落を含まずそれ自体が現在の農業集落になっている村である。個別の藩政村について一集落型か多集落型かの区別や明治行政村の範囲で両者の内訳は聞き取りで明らかになる。しかし郡の範囲で両者の内訳を出すことは不可能ではないがかなり困難である。そこで傍証のために作成したのが表1である。これによると, 組合が3以上存在する4村は, 武内村を除き藩政村と農業集落の数が郡の平均よりかなり接近していることがわかる。これは要するに, こうした町村の郡内における特徴としては, 一集落型の藩政村が多く, かつ石高1,000石を超えるような大規模藩政村が支配的でないことを意味している。組合が2の西川登村を含め組合が複数存在する町村に共通した特徴が見て取れる。

表2は, 以上と逆のことを組合がない町村の方から見たものである。組合が存在しなかったことと, 藩政村のあり方からみた明治行政村の特徴には明らかに一定の関係があった。1,000石以上藩政村の割合に注目したい。まず村の数では, 全体9町村のうち全部が大規模藩政村という3村を含め, 大規模藩政村によって半数以上構成されているのが4村, そしてそうした大規模藩政村の石高合計が全体の6割を超えるのが6村におよぶ。つまり, 大規模藩政村が支配的な町村において, 産業組合は組織されていないのである。

明治行政村を構成する旧藩政村のあり方は部落産業組合の普及を大きく規定している

表1 産業組合が多い村の特徴 (佐賀県杵木郡)

明治行政村	旧藩政村数		農業集落数	産業組合数
	計	うち1,000石以上の村		
橋村	7	—	13	4
橋下村	8	—	11	3
武内村	7	—	20	3
復古村	8	—	11	3
大町村	4	2	13	2
北方村	3	2	20	2
西川登村	5	—	6	2

資料：旧藩政村は『佐賀県の地名』平凡社、農業集落数は「2000年農業集落カード索引表」、産業組合数は『佐賀県産業組合一覧表』1919年。

表2 産業組合なしの村の特徴 (佐賀県杵木郡)

明治行政村	旧藩政村数		石高比率 (%)
	計	うち1,000石以上の村 (A)	$\frac{Aの合計 \times 100}{行政村の合計}$
中通村	4	—	—
山田村	2	2	100
山口村	4	1	66
佐留志村	3	3	100
北有明村	3	3	100
錦江村	8	3	64
武雄村	8	1	25
若木村	2	1	68
東川登村	3	—	—

資料：表1に同じ。

こと、藩政村の一集落型か多集落型ということでは、多集落型において部落組合が設立しにくいこと、そしてその場合も藩政村が極端に大規模になると組合の設立に重大な障害になっていることが結論として導き出される。

とはいっても、杵島郡では大規模な藩政村の区域においても組合がつくられている。大規模な藩政村はほとんど例外なく多集落型である。斎藤氏は、組合の区域について、藩政村の一集落型、多集落型によってどう異なるかまでは検討していない。そして、多集落型藩政村では藩政村ではなくその内部村落を区域とするものが多いとの批判に対しては、厳密には組合が設立された多集落型藩政村について、藩政村の区域か、それともその内部村落の区域か内訳を明らかにする必要があるので反論としては不十分である。

そこで、杵島郡について（佐賀県全体では不可能も同然）、組合が設立されているのは一集落型か多集落型かで分け、さらに後者について区域が藩政村一円かその内部村落かを見てみた。その結果は、行政村単位が2、そして藩政村の一集落型5、そして多集落型が20である。さらに多集落型について、藩政村を区域とするもの13、藩政村の内部村落を区域とするものが7という結果が得られた。多集落型藩政村では組合はその内部村落を区域とするものが多いとの主張は、杵島郡のような地域でも成り立たない。これがここで確認しておきたい1点目である。

2点目に、多集落型旧藩政村の組合で、かつ藩政村ではなくその内部村落を区域とする7組合について、組合および、藩政村とその内部村落の状況を見てみる（表3）。

その結果、7組合のうち4組合が、同じ藩政村にある2組合を含め、石高1,000石前後、多いのは2,000石を超えるような大規模藩政村にあった（表3の②③⑤⑥）。こうした大規模藩政村は上述のように全体としては組合設立の障害となった。それでも大規模藩政村でも藩政村が組合の区域となっているケースもあり、これとその内部村落が組合の区域となっているものとのふた通りがあった。ところが、藩政村の内部村落が組合の区域になっているものに限ると、このように大規模藩政村の場合がきわめて多く、目立つのである（斎藤氏が指摘した前述の長野県夜間瀬村もまさにこのケース）。

3点目として、そのほか①の区域の大字梅野は、町村制施行の合併時に旧藩政村自体が分裂の憂き目にあった村落である。藩政村の時代は本村以外に小村として2村落があった。それが、分裂により他村の大字となった本村を除く地域を区域とする組合である。その地域が2村落か1村落かは確言できないが、組合員数からすると2村落、組合の名称からすると1村落と考えられる。分裂がなければ、藩政村を区域とする組合になった可能性が大きい。④の小田志村はいちおう藩政村とされるが、資料によっては他の藩政

表3 多集落型旧藩政村の内部村落を区域とする産業組合（佐賀県杵木郡）

産業組合名	設立年次	組合員数	組合区域	備 考
① 西梅野	1908	91	武内村大字梅野西梅野一円	藩政村三間坂村は三間坂・西梅野・東梅野の3村に分かれる。1889年中通村の大字となった字三間坂を除く地域と真手野村が合併した武内村に。1921年頃大字三間坂は梅野と改称。
② 大日納手	1908	80	橋村大字大日字納手大字永島字潮見区一円	藩政村大日・上野原・三法方の3村合併し橋村の大字大日に。藩政村大日の石高945石。枝村に納手・小野原・北樽崎・南樽崎村、また大日村の他、右4村に分かれていると記される。戸数255（明治11年戸口帳）。
③ 北樽崎	1909	58	橋村大字大日字北樽崎一円	
④ 弓野	1909	71	西川登村大字小田志字弓野一円	「宝暦郷村帳」には1村、「天明郷村帳」では大草野北村の小村。「明治7年取調帳」等に袴野村の枝村として見える。窯業が盛んで、江戸時代には袴野村から陶工が小田志村の小田志や弓野に移住した。農業集落には「小田志」と「弓野」。
⑤ 牛屋	1912	54	南有明村大字牛屋字東分一円	有明海干拓地域。藩政村牛屋村石高2,108石。「宝暦郷村帳」等では東牛屋村と西牛屋村に分かれている。
⑥ 馬神	1913	28	北方村大字大崎字馬神区一円	大字大崎は藩政村北方村にほぼ重なるとされる。北方村石高1,393石。馬神はその小村か。北方区を区域とする組合と同日設立。
⑦ 西上野	1914	35	橋村大字永島字西上野小字玉江上中地口石一円	藩政村上野・永島・花島の3村合併し橋村の大字永島に（ただし1989年永島・花島の2地域は武雄村に移る）。「明治11年戸口帳」では佐賀本藩領「上野村」と蓮池藩領「上野村」に分かれて見える。農業集落には「上野」。

資料：前掲『佐賀県産業組合一覧表』、備考は『角川日本地名大辞典 佐賀県』および前掲『佐賀県の地名』による。

村内の小村とされたり、別の藩政村の枝村とされたりして、藩政村としての資格が疑わしい面がある。それに加え、近世窯業が盛んで、枝村とされた同村から陶工が移住している。⑦の区域の旧藩政村上野は支配する藩が違う相給村落であり、これが内部村落を区域とした要因とみられる。

以上を要するに、多集落型藩政村の内部村落が組合の区域となっているのは、大規模藩政村の場合か、藩政村といいながら、組合の区域ということでは一部条件を欠く、ないし地域的統一性が弱いという、その意味で準藩政村ともいべき村落であった。いずれも組合が藩政村でなくその内部村落を区域とするそれなりの理由があった。それは齋藤氏が指摘するような藩政村の内部村落のあり方、独立性というよりも、藩政村のあり方自体に規定された問題として捉えられるべきではないだろうか。逆にいうと、このよ

うな条件がなければ組合は藩政村を区域に設立された。石高1,000石超の藩政村というのは、全国的に見たときおそらく特殊な存在である。藩政村が分裂したケースはさらに特殊であろう。とすると、藩政村の内部村落が組合の区域となっているのが2割前後という佐賀県や杵島郡の状況としては例外的といえないが、多分に特殊な地域的事情を反映した例外に近い問題ではないだろうか。

新論文における自治村落概念の拡張・修正は、藩政村とその内部村落の差異を曖昧にし、その結果として、初期農村協同組合における旧藩政村の意義を正しく捉えられなくなったと考えられる。かつての藩政村継承村落に限定した自治村落概念の方が初期農村協同組合と旧藩政村の関係を正確に把握しており、かつての自治村落論はその限りで歴史理論として有効であった。したがって、藩政村の内部村落をも自治村落とするのは理論の正しい方向での発展・修正とは考えられない。

4. 現代化としての村落機能の重層化と農事実行組合

以下の2つの節の前提になるので、あらためて日本の村落について述べておく。近現代の村落は呼称であげると、町村、大字、小字や村組など多様であり、これらが重層的に存在する。旧藩政村というのも、以上で述べてきたように村落の歴史研究では重要である。近世の五人組組織も近代のある時期までは実体があった。範囲が必ずしも一致しない藩政村と大字の関係については8～9割は一致するとの説があるが¹⁹⁾、少し過大な見方かもしれない。町村の明治行政村は村落に通常含めないようである。しかし、昭和の市町村合併により明治行政村は制度的な行政自治の単位でなくなるが、現在も旧村として地域づくりや農業を守る取り組みの地域的基盤になっていることが多い。昭和の合併から半世紀。村落の歴史研究では、旧藩政村を村落とするのと同じく、明治行政村も村落としてその地域的統一性の形成やあり方を取り上げる必要がある。

以上の、多分に歴史的カテゴリーの村落に対し、現在農業集落調査によって村の「基礎的な単位地域」として統計的に把握される農業集落がある。それは「一般に『部落』と呼ばれているもので、もともと自然発生的な地域社会であって、家と家とが地縁的、血縁的に結びつき各種の社会関係をかたちづけてきた農村における基礎的な単位地域」と定義され、地理的領域として一定の土地をもち、社会的領域として一定の家から構成されると捉えられている。この規定を受けて農業集落を「基礎的な村落共同体」とし、「なぜ共同体が現存するのか」をモチーフとする「今日の共同体」の比較研究が提唱さ

れたりする。基礎的とは「共同体は必ずしも単体的なものではなく幾重にも重層する存在であり、その中で最も基礎的な生産・生活共同体」とされるが、この捉え方に筆者も賛成で、農業集落を現在の基礎的な村落共同体として「むら」と呼び他と区別している。

問題は、農業集落と近世の基礎的な村落共同体つまり、藩政村の関係である。これを統計的に把握することはできない。次善の策として農業集落と大字の関係をみると、3割弱しか一致しない。町村制前の明治初頭の村合併や明治行政村の成立過程の事情が影響して、農業集落と藩政村の一致率が実際より低く表われている。大字と農業集落の不一致問題（大部分藩政村と農業集落の不一致問題）の基本的要因は多集落型藩政村の内部村落にある。つまり、多集落型藩政村では藩政村ではなく、その内部村落がほとんど現在農業集落になっている。この点が大字または藩政村と農業集落の不一致をもたらしている。しかし、とはいっても前述の、自治村落論について立論の前提が成り立たないとの全面否定は性急に過ぎよう。藩政村と大字や農業集落の関係は地域差が大きく、近畿や北陸等では3者が一致する村落がほとんどである。また、多集落型藩政村でも初期の部落産業組合は旧藩政村を区域としているから（産業組合だけではなく他の諸団体も同様）、近代のある時期までは旧藩政村が基礎的な村落共同体と見られる。その点で自治村落論は時期を限れば立論根拠があった。

こうして突きつめると、問題は、歴史の時間の問題、および村落形成の問題に帰着するのではないかと考えられる。すなわち、日本の村落にとって近現代の時期は、旧藩政村に代わって現在農業集落と捉えられている村落が基礎的な村落共同体になっていくプロセスである、というのが筆者の理解である。

言えば単純な話であるが、もちろん最初からこうした見方があったわけではない。自分の研究についてもう少し触れると、農家小組合に関する論文をまとめた辺りからこんな考え方が芽生え、その後部落会に関する論文²⁰⁾をまとめた時には確信に変わった。近現代の村落を多様で重層的なもの、固定的ではなく、それ自体歴史的に形成された形骸化もする変動的なものとして捉える。現状の調査をすると旧藩政村の改革・分割による新村落の形成、その地域的統一性の弱化・実質的形骸化、基礎的村落共同体の変更など一般に見聞きする。先の2論文では、「自治村落の時代」つまり、藩政村継承村落を基礎的な村落共同体とする時代が「農業集落の時代」つまり、現在農業集落になっている村落を同じくそれとする時代へ変化するプロセス、および戦時下部落会の設立を画期として「農業集落の時代」が始まることを明らかにした。農家小組合、その法人化した農事実行組合（以下農実組）の設立と発展がこの歴史的变化の鍵をなす。斎藤氏の言

う「多集落型旧藩政村村落の重層構造」も、農実組がめざましく発展する1930年代以降形成されたものではないか。こうした村落の歴史的变化をどう把握するかが近現代村落史研究では重要な課題である。筆者の拙い研究に対する今度の斎藤氏の批判的検討もかかる見地から受け止め議論することが研究の前進にとって重要であろう。

さて、農実組は一般に、後に農業集落になる村落を区域にしている。旧藩政村との関係でいうと、多集落型藩政村では、農実組は藩政村でなくその内部村落を区域にするとともに、内部村落は後に農業集落になっている。一集落型藩政村でも、藩政村を区域にするのでなく、村組ごとに分かれて組合が設立されていることが少なくない。政策の側や指導する方も適正規模（20～30戸ないし40戸）を重視して普及を図り、そうした規模の農実組が実際活発に活動した。過大に過ぎるものは「組合の統制に欠陥を生じ」、過小に過ぎるものは「組合員の結束は充分なるも事業経営上之又種々の結果ある」との理由からである。近畿等一部を除き、大字が組合の区域として重視されることはなくなった。当初大字単位の普及促進の方針を持っていた地域でも、大字単位の組合の活動が思わしくなかったため、その方針を変えている。

このような論旨の私見に対し斎藤氏は、「農事実行組合の組織区域について注目すべきことは、村落内部の組等の小地縁集団の範域を区域とする場合を含めて、それが伝統的な独立村落の範域をでなかったということではなかろうか」と批判される。斎藤論文140頁の、組合の組織区域の全国データの見方に関しては疑念が残る²¹⁾。それを除くと、事実の認識にほとんど違いはない。問題はその評価に関わる。すなわち、農実組が藩政村ではなく、その内部村落（小字等）あるいは一集落型藩政村では村組等を区域にしていることをどう理解するかである。

結論的にいうと、自治村落概念の拡張・修正によって、初期産業組合の区域問題では旧藩政村の意義の軽視に帰着するとすれば、農実組の区域問題では逆に旧藩政村の村落機能の歴史的限界性の把握をゆがめることになるのではないか。農実組は「農村自治の原基形態」で「部落自治の中心機関」「村自治の細胞」とされるが²²⁾、村落諸活動の中心となり生活・生産面の共同化が進められた。その展開の上に部落会が体制的に確立、それを経て農業集落を基底的な村落共同体とする現在の農村が生まれた。農実組発展の基礎には農民の主体形成があった。旧藩政村の内部村落や村組を区域にしているのは組合が事業志向性をもち、団体として経営活動を行なうからであり、その結果として時代に規定された組織の適正規模に制約されることになる。斎藤氏のように旧藩政村とともにその内部村落も同じく自治村落とし、農実組の組織区域について、伝統的な独立村落

の領域をでなかった点だけに注目することは結局、このような歴史的変化を見落とすことになるのではないか。

ここで問題を少し変える。一集落型旧藩政村と多集落型旧藩政村の違いを明らかにするため、経済更生運動と行政村やその中の村落の関係について考察する。素材として優良経済更生村（以下優良村）を取り上げ、その行政村やその中の村落のあり方を見てみる（表4）。ここで優良村とは、農林省経済更生部から経済更生計画とその実行状況の詳細な報告書が出されている9村を指す。群馬県北橋村や長野県浦里村、鳥取県竹田村、香川県陶村など、活発な経済更生運動で全国の注目を集めた村である。

優良村には村のあり方で明確な特徴が見られる。その構成を見ると、①村落が全て一集落型旧藩政村つまり、旧藩政村＝農業集落である村が5、②単一の多集落型旧藩政村＝明治行政村である村が2、③多集落型旧藩政村主体の村が2である。②のような行政村は一般にそれほど多かったとは考えられない。しかし、このような村が2村も優良村になっていることが注目される。これは、このような村では比較的更生運動が活発に行なわれる傾向があったことを物語っている。その要因としては、旧藩政村がそのまま明治行政村になったことによって、いわゆる部落割拠性が避けられたということ、その結果更生運動の鍵を握る村長など中心人物がその主導性が発揮しやすかったということが挙げられる。同じく比較的更生運動が活発に行なわれる傾向があった村として、①の、全て一集落型旧藩政村の村がある。①のような村と③のような村のどちらが全国的に見て多かったかは分らない。しかし、前者が後者の2.5倍も多く優良村になっている。そのうえ、挙げられている優良村は、近畿の1村を除き、多集落型旧藩政村

が支配的な関東、東山、中国、山陰、四国、九州の村である。この2点を考えると、一集落型旧藩政村の村では比較的更生運動が活発に行なわれる傾向があったことは確かである。そのような差が何に起因するかというと、行政村を構成する村落の統一性の問題であることは見やすい。多集落型旧藩政村は相対的に統一性が弱い。それはなぜかという、後に

表4 優良更生村の特徴

明治行政村のタイプ	村数	県別村数
①全て一集落型旧藩政村	5	群馬1 山梨1 長野1 滋賀1 鳥取1
②単一多集落型旧藩政村＝明治合併村	2	山口1 香川1
③多集落型旧藩政村主体の村	2	鳥根1 熊本1

資料：農林省経済更生部『全国優良更生農村経済更生計画及其ノ実行状況』に報告された9村。①の5村は群馬県北橋村、山梨県武川村、長野県浦里村、滋賀県南比都佐村、鳥取県竹田村、②の2村は山口県佐々並村、香川県陶村、③の2村は鳥根県富山村、熊本県金剛村。

農業集落になる内部村落が存在したからである。前述の齋藤氏のような理解だと、こうした多集落型旧藩政村がはらむ問題が捉えられなくなるのではないだろうか。

多集落型旧藩政村においてその内部村落に農実組が組織される意味に関連して述べた。さらに個別の事例に即して話を続ける²³⁾。

上述③の優良村2村の1つ、島根県富山村は広い山林を有する林業・畜産中心の山村であり、1936年優良村として農林大臣表彰を受けた。旧藩政村は3つ、すべて多集落型である。町村制に伴い3旧村は区になる。その後、1915年に区制が改正され、区は3つの旧藩政村から17区になる。本村の農業集落を見ると、17をかぞえる。このことから旧藩政村の内部村落は合計17であり、これらが現在の農業集落になったと見て間違いない。

本村の更生運動で特筆に値する事業として挙げられているのは、溜池・水路等の新・修築のほか、耕地整理、農実組の組織化と活動、負債整理事業、小作料の改定、公益質屋、自作農創設維持事業、畜産業の発達等である。全村民同一氏子ということで3大字の3氏神社を合併合祀。農実組は区を区域に組織された。したがってその数はちょうど区と同じ17である。15年の区制の改革により、それまでの旧藩政村＝大字＝区から、旧藩政村の内部村落＝区＝農実組に変わったのである。17の農実組のうち4組合に負債整理組合が設立される。農会は17部落（区）から総代が出、更生運動ではそれぞれ農事部、園芸部、畜産部等5部を分担した。一人一役主義、適所適材主義による多数村民の参画が重視された。

ところが、村において重要な事業を担う耕地整理組合は3つの大字ごとに組織され活動したことが注目される。婦人会も3大字単位に支部がおかれた。

更生運動までの「部落」（この場合旧藩政村の内部村落）は単なる人家の集合で、自治機能はなほだ薄弱、普請葬儀のみ、自治・産業・経済の部落的共同活動が乏しいとされていたが、更生運動により「部落意識の高潮」が図られたとされる²⁴⁾。

区が15年に旧藩政村からその内部村落に変わったことからすると、基底的な村落共同体はこのとき3つの旧藩政村から17あるその内部村落に変わったと見るべきであろう。これは自治村落論では想定外の事態である。農実組が旧藩政村ではなくその内部村落や組を区域に組織されたことを認めるとしても、藩政村継承村落としての自治村落の過大評価に対応して、(旧藩政村に対する)区域の内部性だけが重視されたり、同じく「意思決定の実質的な場」としての旧藩政村の不変が主張される(牛山敬二氏²⁵⁾)。あくまで旧藩政村が主で、その内部村落は下部組織、従というのが想定される事態である。

ところが、本村の事例はその逆である。本村でも更生計画は役場、部落（この場合旧藩政村）、農実組のそれぞれ役割を決め実施された。部落は、本村更生計画の基幹である溜池・水路等耕地整理事業を村行政のもと遂行するという重要な役割を担っていた。一方、農実組は各種の共同、農機具の設置、品評会を通しての相互研究、生活・社会面の共同等の役割を担った。前述の村落機能の重層性の問題である。このような役割分担は一般に課題に応じた地域の対応ということになるが、それぞれ課題に対応した固有の意志・方針がはたらいっていたと捉えるのが自然ではないだろうか。

富山村と異なり、全で一集落型旧藩政村（旧藩政村＝農業集落）の村で農実組が一種の村組を区域に組織された群馬県北橋村や長野県浦里村においては、農実組は旧藩政村＝大字の更生区の下、更生運動の実行機関として位置づけられた。では農実組は主体性がないのかというと、筆者の見方はそうではない。北橋村では産業組合・農会と農実組の連携、村経済の統制のもと農実組との関係を抜きにして組合員の経営と生活は成り立たなくなった²⁶⁾。斎藤氏は、組合員の違反行為防止の強制力として働いたのは「自治村落としての拘束によるもの」とされるが、農実組をはじめ協同諸組織が有した以下のような決定的な影響力こそが強制力の源泉と捉えるべきではないか。

農実組は規程にもとづき役員を選出し総会を開催して各種事業を行なう。その過程で必要に応じて種々区との調整も行なう。産業組合・村農会主催の農事実行組合長会議を頻繁に持ち、村民生活の重要事項はそこで決定された²⁷⁾。農実組の地位の高さを反映して、産業組合理事は農実組単位に選ばれ、村議の選挙も事実上農実組の推薦いかんによって決まったといわれる。優良村の主体形成として組合長には30代の青年層が多く就任し、1年150～200日も公務に従事したことも重要である。

農実組が旧藩政村の内部村落や村組に組織されたということは、斎藤氏の議論と関連する村落のあり方という村落機能の重層化ということであり、また牛山敬二氏の村落の「意思決定」論ということではその多元化ということであり、その他従来の議論との関連では産業組合の発展という組織・事業の大衆化、運動＝支配という更生運動への村民参加＝動員の進展など措定が可能である。

以上を要するに、斎藤氏も筆者も地域的基盤としての村落のあり方に注目することは同じである。筆者の場合、さらに旧藩政村からその内部村落への変化の歴史的意義に注目すべきではないか、というのがひとつの基本的な考え方である。そして、以上概観したような、筆者の言う「村落機能の重層化」という事態は、経済更生運動を通して新たに形作られたと理解されることも強調しておきたい。

5. 反証としての北海道の農事実行組合

齋藤氏は1節をとって北海道の産業組合と農実組について論じている。筆者の自治村落論批判に対する反論のためである。批判の要点に関しては、「北海道という自治村落なき地方で産業組合と農実組の顕著な成立発展が見られたが、この事実は、自治村落概念の分析概念としての有効性を疑わせるものではないかという点にあると見られる」としている。少し誤解もあるのではないかと思われるが、後で述べる。

ここで齋藤氏が田端保氏や坂下明彦氏らの研究成果を踏まえつつ提示した論点は次の通りまとめられる。①1930年代の北海道産業組合の大きな発展は政府による強力な保護と関与、さらに産業組合の全国的な系統組織化の完成、中農層の分厚い形成の3要因による。②農実組は道庁、農会による強力な指導奨励によって組織され(→官製的性格の強さ)、農実組が逆にそのまま村落として機能するという事になった(農事組合型村落)。それは府県の村落と異なり、固有の固定的な領域と領民を持たず、それ自体強い統合力を持たない、町村行政の末端組織という性格の強い村落である。③補助金からみの共同設備の利用の進展、共同作業や生活面の共同事業の低調さ、もっぱら農実組の産業組合細胞化を達成するものとして進められた農実組の産業組合加入、組合員との関係では不合理な平等主義的運営よりも一個の経営体としての面が強いなど、総じて機能が強く、府県の産業組合・農実組を「農村の協同組合」というとすれば、「農業の協同組合」というべきものとして発展した。④中農層形成の相違による産業組合発展と農実組普及の地帯差の大きさ、あるいは全国平均以下の産業組合組織率、同じくそれをかなり上回る農実組未設置市町村割合から、庄司のように自治村落の欠如が農実組等を発展させるプラス条件になったというのは誤りであるとともに、1920年代まではその不振の原因であった。⑤「北海道では、自治村落がなくても可能な性格の農業協同組合を、時代の特殊性と地域の特殊性を条件とし、また自治村落という村落類型が支配的な府県の農村協同組合の発達を条件として発展させることができた」。

齋藤氏にはめずらしく節全体の中で④と⑤は論旨がややつかみにくくなっている。④は筆者なりの解釈を示し、⑤についてはそのまま引用した。①～③は事実問題として見解の相違はない。問題は④と⑤、つまり北海道の産業組合と農実組、とくに農実組の発展と自治村落の欠如との関係の評価に関わる。

筆者は北海道をはじめいくつかの県を取り上げて農実組発展の地域比較を行なうとともに、それを通して北海道の特徴を明らかにしようとした。その中で北海道の農実組の

事業志向性と補助金依存性の強さを組織・活動面から指摘するとともに、その発展について、比較した9道県の中で鹿児島県とともに1941年当時「活動がもっとも活発であった」と述べた。そして、その発展の要因について、自治村落の欠如や、鹿児島県の場合にはその村落結合の弱さによるものとしている。他では北海道の農実組の特徴である事業志向性の強さ等と自治村落の欠如との関係などを指摘しているが、この点に限っては勇み足であった。斎藤氏が指摘する④は筆者のこの主張への反論である。

北海道の農実組が、筆者が比較した9道県の中でもっとも活発だったかはともかくとして、自治村落なしに発展したことは事実である。そして、自治村落の欠如ゆえに、事業志向性・機能性が高く、その点で組合らしい組合として発展活動したことも事実である。自治村落のような社会的結合なしに結集出発するわけだから、これに伴う組合「初期化」の固有の矛盾、条件の不利性は斎藤氏の指摘の通りだとしても、1920年代までの不振の要因に関しては、農実組発展の過程で府県と同じくその規模の問題が立ち現われたことにも注意する必要がある。この問題は32年、組合区域の再設定がなされ、それまでの町村行政区単位から20～30戸を基準とする小集団へと分割された。この背景には行政区単位の組合の活動が思わしくないとの道庁らの判断があった。いわば組合の適正規模の問題から区域の変更が行なわれることは府県の多くの農実組と同じであるが、北海道では村落の社会的結合を基盤としていなかったがゆえに、発展の障害としての区域問題はより重大な意味を持ったのではないだろうか。組合区域の再設定により、それ以降北海道の農実組は大きな発展軌道を描く。

資料的に特殊な農家小組合と区別される一般的農家小組合のうち法人化し農実組となっている組合の比率とその産業組合加入率の2つの指標から各道府県の農実組発展のレベルを比較すると、村落のあり方との関連が認められることは明らかにした通りである。近畿や北陸など、旧藩政村＝大字と農業集落が一致する村落が支配的な地域では両方とも全国平均以下の府県が多い。両方が全国平均以上の府県が多いのはまず関東であり、次いで九州、中国、東北の順である。これらの地方は多集落型の旧藩政村、つまりその内部村落が現在農業集落となっている村落が多い地域である。旧藩政村の伝統を継承し相対的に村落結合も強いといえる近畿等よりも、これらの地域で法人化や産業組合への加入が進んでいる。構成員の平等性とその利害対立を恐れるあまり事業を積極的に行なえない、または行なおうとしない保守性がむらの論理といえる。村落結合は農実組の活動がむらの論理に沿う限りその基盤になるが、組合の過度の事業志向性・機能性が構成員の平等性というむらの論理を損なうとその活動を制約する方向にも働く。これがこう

いう地域差を生んだ要因ではないか。このように理解すると、自治村落なしの北海道において先の①～③のような特徴を持つ農実組が組織され活動した理由が了解される。北海道の事例は例外ではなく、1930年代という時点での農実組の発展のこうした一般的傾向を先端的・象徴的に示すものであったといえる。

斎藤氏の⑤の主張がこのような意味であるとするれば、その認識は筆者と同じことになる。北海道の事例は自治村落論の有効性そのものに疑問を出したということではなく、ここでも歴史理論としてのその意義と限度を明確にするため若干の論点を提起したというのが正しい。

お わ り に

自治村落論の新たな展開を図った斎藤新論文では、近現代の多様な村落が目目されるようになり、それに伴い自治村落概念の拡張・修正がなされた。すなわち、旧藩政村だけではなく、多集落型旧藩政村の内部村落も自治村落として捉えられることになった。この内部村落は後になって現在の基底的な共同体としての農業集落になる。また、藩政村の内部の村組にも目が向けられることになった。その他藩政村と大字の差異も強調されているが、これは実証の方法に関わるものである。

村落の多様性や村落機能の重層性への着目は評価されるべきものの、自治村落概念の拡張・修正という対応の結果、かえって歴史の実態の把握が曖昧になったり、捉えられるべき問題が捉えられなくなったのではないか、というのが本稿の第1の結論である。

斎藤氏が実証的にまず問題にした初期産業組合は、多集落型藩政村が多い佐賀県のようなやや特殊な地域においても一般的に旧藩政村を区域にしていた。藩政村の内部村落を区域にして組織されるのは、超大規模な多集落型藩政村とか、いちおう藩政村と見なされていたものの、枝村等とも見なれていた、したがって統一性が弱い準藩政村的性格を持つ村落や藩政村自体が分裂したという特殊な村落においてであり、その意味で多分に例外的であった。藩政村継承村落としての自治村落の機能論は初期産業組合の組織化の説明に有効である。多集落型藩政村の内部村落を区域にすることは極めて限られていたから、内部村落を自治村落とすることはかえって、自治村落の原型といえる藩政村の意義の軽視につながり、歴史の認識にゆがみをもたらすことになる。

斎藤氏が次に問題にした農実組は、多集落型旧藩政村ではなく、後に農業集落となるその内部村落を区域にしている。一集落型旧藩政村でも、村組等を区域に組織されたの

が多い。問題の焦点は、その歴史的意義の評価にある。旧藩政村ではなく、その内部村落や同じく内部の村組を区域に農実組が組織されたこと自体、かつての諸事旧藩政村を地域単位にしていたことからすると重要な歴史的变化であり、その意義は認識されるべきである。村落機能の重層性や村の主体形成、旧藩政村の地域的統一性の弱化、そして自治村落の欠如に対応した事業志向性・機能性の高い北海道の農実組の展開に象徴される、むらの論理の制約が比較的弱いといえる地域におけるその活発な展開等が注目されるべきである。こうした歴史の実態を考慮したとき、斎藤氏のように藩政村の内部村落も自治村落であるとして、内部性という村落の形態の観点だけからその歴史的意味を捉えるのは理解の方法＝基準として適切とは思われず、村落の歴史的变化を見落とすことになると考えられる。筆者に言わせれば自治村落概念の拡張・修正はここでは歴史の正確な評価を妨げることになる。

原点としての近世の村共同体に着目して、自治村落論として近現代の村落を定式化しその研究に糸口をつけたことは斎藤氏らの大きな業績であった。しかし、批判に対して今回のように自治村落概念を拡張・修正したことは正しい対応であったとは考えられない。歴史理論としての自治村落論の理論的な意義と限界を明確にし、その射程に入るものと入らないものとを識別し、後者については別様の説明のための理論を模索する。これがなすべき対応ではなかったか。旧藩政村とその内部村落を混同するようなことはまず避けるべきであった。

自治村落論をめぐる議論の焦点は統計上、藩政村または大字と農業集落の不一致にあった。この問題は、歴史の時間の問題、および近代以降の村落形成の問題を入れることによって解決するというのが筆者の考え方である。近代以降の村落の歴史は、基底的な村落共同体としてまず旧藩政村の時代があり、その後、後に農業集落になる多集落型藩政村の内部村落に交代していくプロセスが展開する。そして、戦時下の部落会がその交代の完了を意味する。その過程で、経済更生運動を通して「村落機能の重層化」が進む。一集落型藩政村では基底的な村落共同体の交代という形はとらないが、対応した変化が起こっている。このような変化の基礎には村の主体形成があり、これに伴う村落の作り変えがあった。私見では近現代村落史研究は近現代村落の共同体としての存続と歴史的变化の解明が課題であるが、斎藤氏の新論文では村落の歴史的变化を捉える鍵となる村落の多様性に着目しながら結局、村落の多様性の捉え方の問題に起因してその不変が主張されるという結果になったというのが第2の結論である。

本稿では斎藤氏の新論文の実証に関わる問題の検討を目的にしたので、日本の近現代

の村落を自治村落論のフレームで捉える理論的問題については検討しなかった。新論文では新たに自治村落の「市場機能対応組織」の側面が強調されたり、抽象的規定にとどまるものの「対外的な交渉機能」が付加されるなど理論的新展開が見られるのかと思う半面、依然として「公権力」を有する社会集団として近現代の村落を規定している。この点では従来の自治村落論の理論的核心は不変のように見える。斎藤氏が定義するような一種の「公権力」として近現代の村落を捉えることは、その過大評価につながると思われ、ずっと自治村落論に同調しきれないでいる。また、村落の歴史的变化が捉えられていない理由を深く考えると、斎藤氏の村落の捉え方における近代化論の限界に突きあたるように思われる。斎藤氏もむろん村落の変化を認める。しかし、その変化というのは、共同体的関係による伝統的村落（自治村落）が個人としての町村民の集合体、つまり近代的市民間の社会関係へ変化することが想定されているだけである（共同体から個の折出による近代市民関係へ）。近現代における共同体的関係の存続と歴史的变化そのもの変化を捉える理論になっていないと思われる。こうした理論問題が1つ。もう1つは、本稿では新論文の関係で初期産業組合および農実組と村落の関係しか取り上げられなかったが、もとより村落の地域的基盤機能ということでは他にも取り上げるべきテーマが存在する²⁸⁾。それを分析すると、上述の交代のプロセスにおける多様な側面、重層性が明らかになるはずである。今後の研究課題であることを指摘して、個別論文の検討としては異例に長くなりすぎた小文を閉じることとする。

注

- 1) 勝俣鎮夫『戦国時代論』東京大学出版会、1996年、はじめに、第Ⅱ部第1章「戦国時代の村落」より引用。
- 2) 久留島典子『一揆と戦国大名』講談社、2001年、66頁。
- 3) 薮田貫・深谷克己編『展望日本歴史15 近世社会』東京堂出版、2004年、78頁（薮田氏のコメント「村落と地域」）。
- 4) 久留島典子「日本全近代史の時期区分」『現代歴史学の成果と課題 I』青木書店、2002年、132～33頁。
- 5) 自治村落論の筆者の捉え方について詳しくは、拙稿「日本の村落についてのノート」（『村落社会研究ジャーナル』30号、2009年4月）を参照。
- 6) 大鎌邦雄『日本とアジアの農業集落』清文堂、2009年、所収。
- 7) たとえば田代洋一『農業問題入門 新版』大月書店、2003年、第8章、注（9）参照。
- 8) 坂根嘉弘『分割相続と農村社会』九州大学出版会、1996年、第5章参照。
- 9) 以下、『中野市誌 歴史編（前編）』1981年、731～32頁による。

- 10) 浜谷正人『日本村落の社会地理』古今書院, 1988年, 69頁。
- 11) かかる「ムラ機能の分有状況」を具体的に示すものとして, 長野県豊野町豊野区とその内部の伊豆毛組の事例が挙げられる(詳しくは堀越久甫『村の中で村を考える』日本放送出版協会, 1989年, 第1~3章参照)。豊野区は藩政村2つが合併した大字, 伊豆毛組は農業集落である。豊野区は神代村と中尾村という2つの藩政村が合併した豊野村を継承している点で, 小田中村の事例と異なる。また, 山形県庄内では藩政村同士が合併してできた村が後に農業集落になっているケースもめずらしくない(詳しくは, 大場正巳『ムラ』合併と部落戸数の動向『農業総合研究』第28巻第3号, 1974年7月, 浜谷正人「村落社会の地域史論」『山形大学紀要(社会科学)』第7巻第2号, 1980年1月, を参照)。これらは近代以降の村落形成の一端を示すものといえる。
- 12) 『山ノ内町誌』1973年, 485頁。
- 13) 前掲『中野市誌』505頁。
- 14) 前掲『山ノ内町誌』485頁。
- 15) 久留島, 前掲書, 68~70頁。
- 16) 以下は, 深谷克己『百姓成立』塙書房, 1993年, 第3章「村落と家族」より引用。
- 17) 柳田國男『時代ト農政』(『柳田國男全集29』ちくま文庫, 1991年, 23頁), 水本邦彦『近世の村社会と国家』東京大学出版会, 1987年, 第2部第2章。
- 18) 大島真理夫氏の指摘。前掲『展望日本歴史15 近世社会』7頁より重引。
- 19) 浜谷, 前掲書, 51頁。
- 20) 農家小組合に関する論文は拙稿「農家小組合の政策と展開」(『社会科学』第76号, 2006年3月), 部落会に関する論文は拙稿「戦時下部落会の設立過程(上・下)」(『社会科学』第79・83号, 2007年10月, 2009年2月)。以下これらをもとに論述するが, いちいち注記することは煩雑になるので省略する。
- 21) 1941年現在の一般の農家小組合は19万2,562である。そのうち「一部落」を区域にしているのは10万4,198(54.1%), 「一部落未満」が8万2,555(42.9%)である。問題は, この「部落」の中身である。周知の通り藩政村の数は約6.3万であるから, 多くは藩政村継承村落でないことは明らかである。そこで, 組合員の人数を見ると, 「一部落以上」を含む全体では, 39人以下が80.4%, そのうち19人以下が38.5%を占め, 総じて旧藩政村とすると規模がかなり小さい。これに対して, 「一部落」は39人以下が73.0%, そのうち19人以下が29.8%であり, 「一部落未満」は同じく90.6%, 50.4%である。当然, 前者の方が総じて規模が大きい, その差はそれほど大きくないことが注目される。また, 旧藩政村のうち後に農業集落になるのは(ほぼ一集落型藩政村に当たる), 約3.7万(58%)と推計される(前掲拙稿「日本の村落についてのノート」37頁)。これが全部「一部落」に含まれるとしても, 藩政村継承村落は全体の3分の1強に過ぎない。しかし, 以下でも述べるようにこの想定も事実と反する。これらを考慮すると, 「一部落」というのは, かつて多集落型藩政村の内部村落で農業集落になる村落をかなり含んでいることは確実で, 具体的に少なくとも3分の2以上にはおよぶと推定される。

- 22) 和田博雄「農業団体の発展段階と総合」『和田博雄遺稿集』農林統計協会, 1981年, 38頁。
- 23) 以下は, 農林省経済更生部『経済更生計画及其ノ実行状況—島根県安濃郡富山村ノ事例』(1937年)による。
- 24) 同上, 29頁。
- 25) 牛山「農村経済更生運動下の『むら』の機能と構成」『歴史評論』435号, 1986年7月, 26頁。斎藤氏や牛山氏のような評価になったのは結局のところ, 日本の村落に対する過大評価が原因といえる。氏らによると, 日本の村落は「公権力をもった, その限りで小国家」ともいうべきものとして形成された(牛山氏の場合, 「むら」の領域=土地の共有も重視される)。「その意味で一定の上部構造をそなえた社会」とされる。しかし, 村落成立期の近世ならともかく, 農実組が発展した1930年代のような時期においては, この説明は通用しないであろう。
- 26) 産業組合中央会『優良農事実行組合に関する調査〔1〕』1941年, 112頁。
- 27) 詳しくは, 拙稿「北橋村の農事実行組合」(『社会科学』71号, 2003年8月)に紹介した下箱田農事実行組合の活動日誌を参照。
- 28) とくに農民運動との関係が重要である。農民組合や小作委員会(協調組合)が大字単位主体に組織されていることは周知の通りである(ともに全国平均で約62%〔『1928年小作年報』〕)。これには地域差が大きい, 一例に岡山県の農民組合をしてみる。多集落型旧藩政村が多い同県では, 系統組合は組合の内部統制との関係で旧藩政村を区域にして組織されることが多く, 多集落型旧藩政村においてもその内部村落が区域になっているのは町村の数からいうと非常に少ない。これと対照的に単独組合は, 多集落型旧藩政村がさらに優超する地域においてもほとんど行政村単位に組織されている。また, 小作委員会は全国的には多集落型旧藩政村を区域にすることが多いこと, そして多集落型旧藩政村からなる町村を単位に組織ができている場合も, 小作料の減額・改定は区つまり, 旧藩政村単位に行なわれ, その内部村落は委員の選出母体になっているだけというケースがある。さらに近畿の諸府県では部落総代が小作委員会長を兼任するなど, 組織が村落機構と一体化しているという特徴が見られる。このように農民運動との関係では旧藩政村の比重が大きい。詳細は機会をあらためて述べることにする。